

戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送用） ※記入例

申請年月日 年 月 日

必要な戸籍	本籍 岩手県釜石市 天神町 5 番 2 0 号		
	筆頭者（戸籍の最初に載っている方、亡くなられても変わりません） 釜石 太郎		
	謄本（全部）	抄本（一部） 必要な方のお名前	手数料
戸籍	1 通	1 通（釜石 花子）	1 通 450 円
除籍	通	通（）	1 通 750 円
改製原戸籍	通	通（）	1 通 750 円
戸籍の附票	通	通（） 【 から までの住所がわかるもの】 記載を省略しない事項に ☒ 本籍・筆頭者氏名 (☒ が無い場合省略されます) ☐ 在外選挙人名簿の登録情報	1 通 300 円
身分証明書	通	必要な方のお名前（） ※本人以外の方が申請される場合は委任状が必要です	1 通 300 円
その他証明書	通	（）証明書	お問合せください

※ 最近 2 週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。
月 日 市区町村に 出生・死亡・婚姻・離婚・その他（ ）届を提出

申請理由（お使いみちは何ですか？）
☐ パスポート申請 ☐ 年金申請 ☒ 戸籍の届出用 ☐ 資格免許・就職用
☐ 相続手続き（誰の、どのような事が記載されているものが必要ですか？）
（亡くなった方のお名前： 生年月日： 年 月 日）
☐（ ）の死亡の記載がある戸籍が（ ）通
☐（ ）の【出生・婚姻・ 歳】までさかのぼった戸籍が（ ）通ずつ
☐（ ）と（ ）の関係がわかる戸籍が（ ）通
☐ その他 ※具体的に記入してください（提出先： ）
（ ）

《 申 請 者 》
住 所 岩手県 ○○市 △△町 ×丁目 ☆号

氏 名 釜石 二郎 ㊞ 昼間連絡のとれる XXXX（ XX ）
生年月日： 年 ○ 月 △ 日 × 日 電話番号 XXXX

申請者と必要な戸籍に記載されている方との具体的な関係
☐ 本人 ☐ 配偶者 ☒ 父母 ☐ 子 ☐ 祖父母 ☐ 孫
☐ その他（具体的に記入してください： ）

同封物チェック欄：☒ 本人確認書類コピー ☒ 定額小為替 900 円分 ☒ 返信用封筒と切手
（該当する方のみ：☐ 参考資料 ☐ 委任状 ）

郵送による『戸籍謄本・抄本等』の申請方法

- ・ 釜石市に本籍のある方は、次のものを同封して申請してください。
- ・ 所要日数は、郵便の配達日数を含め、1週間程度かかります。余裕を持って申請してください。

1 戸籍謄本・抄本等交付申請書（郵送用）

この書面に記入してください。

2 手数料

定額小為替を郵便局で購入してください。

3 返信用封筒及び返信料

封筒には、住所（住民登録地）と氏名を記入し、切手を貼ってください。返信料は重さによって異なります。申請通数の多い場合は切手を多めに同封してください。なお、お急ぎの場合は、速達料金分の切手を加算してください。

4 本人確認書類

現住所が記載された運転免許証や健康保険証などのコピーを添付してください。

（現住所が裏面に記載されている場合は、裏面もコピーしてください。）

※ 申請理由の正当性確認のため、上記以外の資料が必要となる場合があります。

《あて先》

〒026-8686

岩手県釜石市天神町5番20号 （住所省略可）

釜石市役所 市民課総合窓口係 郵送担当

□注意事項□

- 取得する戸籍に請求者の名前が載っていない場合、請求者が直系血族であることがわかる書類（戸籍謄本の写し等）が必要です。
- 申請内容に不備がある場合は、申請書をお返しすることがあります。
また、手数料・郵送料は立て替えできません。不明な点がある場合市役所から連絡しますので、昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。
- 第三者が本人から委任されて申請をする場合は、必ず委任者が自署押印した委任状（誰が誰に何を何通委任するか等詳しく記入したもの）が必要です。
- 偽りその他不正な手段により、第十条若しくは第十条の二に規定する戸籍謄本等、第十二条の二に規定する除籍謄本等又は第二百二十条第一項に規定する書面の交付を受けた者は、三十万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第135条）

※ 不明な点等がある場合は、電話0193-52-0080までご連絡ください。